

11月は 虐待防止 推進月間です！

虐待は子どもに限らず、高齢者や障がい者にとっても、社会全体で解決すべき重要な課題です。そのためには、皆さんの理解を深めていくことが大切です。

問い合わせ

- ・児童課 内線147
- ・ふくし課 内線126
- ・障がい支援課 内線121

知ろう・気づこう「虐待の種類とサイン」

	どんなことが虐待？		虐待のサインは？
身体的虐待	・体に傷や痛みを負わせる暴行を加える ・正当な理由なく身動きが取れない状態にする ・赤ちゃんを激しく揺さぶる など	→	・体や顔に、不自然なあざや傷がみられる ・急におびえたり、怖がったり、子どもの場合は親や大人の顔色をうかがう など
放棄・放任 (ネグレクト)	・家に閉じ込める、食事を与えない ・重大な病気になっても病院に連れて行かない、必要なサービスを受けさせない ・不潔な環境で生活させる など	→	・体から悪臭がする、衣服が不潔 ・ひどく空腹を訴え、栄養失調、子どもの場合は発育の遅れがみられる ・子どもだけで夜遅くまで遊んだり、家に帰らなかった など
心理的虐待	・大きな声で怒鳴る、大きな音を出す、ののしる、無視 ・きょうだい間での差別扱い ・子どもの前での夫婦げんか など	→	・おびえる、泣く、叫ぶ ・自分で自分を傷つける行為をする ・情緒不安定、表情が乏しい など
性的虐待	・わいせつな行為を行う、させる、見せる など	→	・人目を避け、部屋に1人でいたがる ・人に相談するのをためらう ・子どもの場合は誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い など
経済的虐待	・本人のお金を本人のこと以外に使う など	→	・生活費などの支払いができていない など

ピックアップ

気がつかずやってしまう
「心理的虐待」

自分が言われたら悲しくなる言葉、使ってしまっていないか？

本人に向かって…

「お前なんか、いなくなっしまえ！」
「何でこんなこともできないんだ！」
「他人を困らせるために、わざとやらないんだろ！」

本人の前で他人に向かって…

「この人、こんなこともできなくて…」
「この人、ほんと頭おかしくて…」

家族は「つつい…」「これくらい」と思っていることに、本人は傷ついているかもしれません…

全国一斉 女性の人権 ホットライン 強化週間

DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー行為といった、女性に対する人権問題を解決するため、「女性の人権ホットライン」強化週間を設けて相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

●相談専用電話

☎0570-070-810

●と き

11月13日(水)～19日(火)
午前8時30分～午後7時
※11月16日(土)、17日(日)
は午前10時～午後5時

●問い合わせ

名古屋法務局人権擁護部
☎052-952-8111
内線1831



「このままだと虐待してしまいそう…」
1人で悩んでいませんか?
家族の方の相談も可能です。



相談は
匿名でも
可能です

「もしかして…虐待？」 と思ったら迷わず相談窓口へ!

確信がないからと見過ごすと、重大な結果を招きかねません。本人や家族などに自覚が無くても、客観的に見る第三者だからこそ気がつけることもあります。

ポイント

- ・虐待に気づいた人には通報する義務があります。
- ・相談した方の個人情報を守られます。
- ・虐待の事実がないとわかってても、責任を問われることはありません。

虐待は 家族だけの問題ではありません

施設で生活する方にとって、施設は家庭と同じです。施設に通っている方や、入所中の方の様子がおかしいなと思うことはありませんか?
「お世話してもらっている立場で、こんなこと言えない…」
「間違いだったらどうしよう…」など、心配なことがあれば、抱え込まずに相談窓口へ相談してください。

相談窓口

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※緊急時は時間外でも受付

高齢者に関すること

- ・高齢者相談支援センター
(町包括支援センター)
☎82-2941
- ・ふくし課 内線126

障がい者に関すること

- ・障がい支援課
(障がい者虐待防止センター)
内線121
- ・ひがしうら相談支援センター
(町障がい者相談支援センター)
☎38-5035 ☎34-6618

子どもに関すること

- ・児童課(子ども家庭総合支援拠点)
内線147
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
いちばやく
☎189
- ・知多児童相談センター
☎0569-22-3939

年代に関係なく共通の相談先

半田警察署 ☎0569-21-0110

Topics

皆さんに知ってほしい! ヤングケアラー

最近ニュースでよく聞く「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたち

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家事や家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や年下のきょうだいの世話などを日常的にする18歳未満の子どものこと。本来であれば受けられるはずの教育を受けられなかったり、自分の時間が十分にとれなかったりして、学業・就職・人間関係などに影響を及ぼすといわれています。

